



# 島根県報

令和6年8月9日（金）

号外第77号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【公 告】

島根県立はつらつ体育館の指定管理者の募集	(スポーツ振興課)	2
島根県立総合福祉センターの指定管理者の募集	(健康福祉総務課)	6
島根県立産業高度化支援センターの指定管理者の募集	(産業振興課)	11

## 公 告

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定により、指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 募集の目的

島根県立はつらつ体育館は、障がい者スポーツの振興を図り、もって障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するために設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和7年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集する。

### 2 施設の概要

(1) 施設名 島根県立はつらつ体育館（以下「体育館」という。）

(2) 所在地 島根県松江市上乃木七丁目1番27号

(3) 規模及び構造

ア 敷地 約4,514平方メートル

イ 施設 体育館 鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建て

倉庫 軽量鉄骨造 瓦棒葺 平屋建て

### 3 指定管理者が行う業務

(1) 体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務

(2) 施設等の使用料の徴収に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) その他付随する業務

### 4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 5 管理に要する経費

(1) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料は、次に掲げる額（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。）とする。

指定管理料 56,095千円以内（年間平均 11,219千円）

※1 各年度の指定管理料は、分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。

※2 指定管理料のうち、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は475千円（95千円／年度）とし、各年度に精算する。

※3 指定管理料のうち、光熱費については下記のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気使用料 775千円／年度

ガス使用料 57千円／年度

(2) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるも

のとする。

※ 指定管理料のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く。）が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

## 6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 7 申請の手続

### (1) 申請書

島根県立はつらつ体育館条例施行規則（平成15年島根県規則第53号。以下「規則」という。）で定める様式第1号

### (2) 事業計画書

次のアからエまでに掲げる項目について具体的に記載すること。

ア 応募理由

イ 管理運営の方針

ウ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

エ 指定期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

### (3) その他申請に必要な書類

ア 法人等の活動実績書（規則で定める様式第2号）

イ 法人等の過去3年間の決算書及び事業報告書

ウ 法人等の定款等、法人登記事項証明書及び納税証明書

### (4) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、7の(3)のウについては、正本1部とする。

### (5) 提出場所

17に記載する場所

### (6) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時までに提出場所まで持参又は郵送をすること。なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は書留とし、令和6年9月30日（月）午後5時までに必着とする。

### (7) その他申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

## 8 仕様書の配布

### (1) 配布期間

令和6年8月9日（金）から同年9月30日（月）までの平日

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

### (2) 配布場所

17に記載する場所

## 9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。出席を希望する者は、令和6年8月16日（金）までに17に記載する場所まで連絡すること。なお、出席を希望する者がいない場合は開催を取りやめる。

(1) 開催日時 令和6年8月21日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 集合場所及び集合時間 体育館の玄関前に午後1時20分に集合すること。

## 10 指定管理者の候補の選定

### (1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

### (2) 審査の項目

ア サービスに関する評価

(ア) 住民の平等な利用及びサービスの向上への配慮

(イ) 施設の適切な維持管理に関すること

(ウ) 管理運営及び組織について

(エ) 施設の運営に関する創意工夫

イ コストに関する評価

(ア) 管理経費の整合性に関すること

(イ) 管理経費の縮減に関すること

(ウ) 管理候補者の財政的規模

(エ) 提示価格

### (3) 選定方法

ア 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定は、島根県立はつらつ体育館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、上記審査基準、審査の項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、令和6年10月4日（金）までに申請者全員に通知する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションの日時、場所等については、申請者に対して書面で通知する。

オ 候補者の選定は令和6年10月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を島根県のホームページにより公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

ク 選定委員の氏名は、審査終了までの間は非公開とし、候補者の選定結果公表以降に公表する。

#### 11 指定管理者の指定及び協定

##### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。10の(3)で選定した候補者を、令和6年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

##### (2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、基本協定の発効は、令和7年4月1日を予定している。

#### 12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

#### 13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

#### 14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

#### 15 指定管理者に対する監査

地方自治法（昭和27年法律第67号）第199条第7項の規定により、指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る事務については監査の対象となり、島根県又は監査委員が必要と認めるときは監査を行う。

#### 16 留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

(3) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 体育館の管理、運営のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和6年12月中旬予定）までに、

登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(6) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(8) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

## 17 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部スポーツ振興課スポーツ振興係

電 話 0852-22-5424

F A X 0852-22-6274

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 募集の目的

島根県立総合福祉センターは、高齢者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦、障がい者その他の県民に対して福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された指定管理者制度を導入しており、現在の指定期間が令和7年3月31日をもって満了することから、指定管理者を募集することとした。

### 2 指定管理者が管理する施設の概要

施設名	島根県立東部総合福祉センター (施設全体の通称 いきいきプラザ島根)	島根県立西部総合福祉センター (施設全体の通称 いわみーる)
所在地	島根県松江市東津田町1741番地3	島根県浜田市野原町1826番地1
敷地	約12,265平方メートル	約12,375平方メートル
施設	鉄筋コンクリート造 5階建ほか	鉄筋コンクリート造 4階建ほか

### 3 指定管理者が行う業務

(1) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用許可に関する業務

(2) 施設等の使用料の徴収に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) その他付随する業務

### 4 指定期間

令和7年4月1日から5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 5 管理に要する経費

- (1) 管理運営業務は、島根県が支払う指定管理料により行う。

島根県立東部総合福祉センター	5年間の指定管理料	626,240千円（消費税額等10パーセントを含む。）以内
	年間指定管理料	125,248千円（消費税額等10パーセントを含む。）以内
	年間収入目標額	5,054千円

島根県立西部総合福祉センター	5年間の指定管理料	589,800千円（消費税額等10パーセントを含む。）以内
	年間指定管理料	117,960千円（消費税額等10パーセントを含む。）以内
	年間収入目標額	9,980千円

- (2) 各年度の指定管理料は、分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。

- (3) (1)の指定管理料のうち以下の金額は、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費とし、各年度に精算する。

島根県立東部総合福祉センター 4,880千円（976千円／年度）

島根県立西部総合福祉センター 3,015千円（603千円／年度）

- (4) 光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

島根県立東部総合福祉センター 電気使用料 19,481千円／年度

ガス使用料 8,876千円／年度

島根県立西部総合福祉センター 電気使用料 11,432千円／年度

ガス使用料 4,746千円／年度

- (5) 年間収入目標額の110パーセントを上回る、又は90パーセントを下回る収入があった場合、その2分の1を当年度の指定管理料に反映させることとする。ただし、当該増減額が10万円に満たない場合は、指定管理料の変更を行わない。

- (6) 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

- (7) 人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く。）が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

- (8) 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、島根県は使用料の改定を検討する予定としている。使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

## 6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 7 申請の手続

- (1) 申請書（島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号。以下「規則」という。）で定める様式第1号）

- (2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4版とし、次の内容を記載すること。

- ア 応募理由
- イ 管理運営の方針
- ウ 管理運営の体制
- エ 施設の運営の方策
- オ 緊急時対策
- カ 団体の理念
- キ 移行計画
- ク 指定期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

- (3) その他申請に必要な書類

- ア 活動実績書（規則で定める様式第2号）
- イ 過去3年間に活動している場合にあつては、過去3年間の決算書及び事業報告書
- ウ 定款等、登記事項証明書及び納税証明書

- (4) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、(3)のウについては、正本1部、副本1部とする。

- (5) 提出先、提出期限及び提出方法

- ア 提出先  
16に記載する場所
- イ 提出期限  
令和6年9月30日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、令和6年9月30日（月）午後5時必着とする。
- ウ 提出方法  
郵送又は持参

- (6) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

## 8 仕様書の配付

- (1) 配付期間

令和6年8月9日（金）から同年9月27日（金）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- (2) 配付場所

16に記載する場所

## 9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

なお、出席を希望する者がいない場合は開催をとりやめる。

(1) 開催日時

いきいきプラザ島根（松江） 令和6年8月19日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

いわみーる（浜田） 令和6年8月22日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 集合場所及び集合時間

いきいきプラザ島根

当日午後1時20分までにいきいきプラザ島根玄関前に集合のこと。

いわみーる

当日午後1時20分までにいわみーる玄関前に集合のこと。

(3) その他

現地説明会に出席を希望する申請者は、団体名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先を明記の上、令和6年8月14日（水）午後5時までに16に記載する場所にメールで申込みを行うこと。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及び住民サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等及びセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア サービスに関する評価

(ア) 住民の平等な利用及びサービスの向上への配慮

(イ) 施設の適切な維持管理に関すること

(ウ) 管理候補者の人員体制

(エ) 施設の運営に関する創意工夫

(オ) その他

イ コストに関する評価

(ア) 管理経費の整合性に関すること

(イ) 管理経費の縮減に関すること

(ウ) 管理候補者の財政的規模

(エ) 提示価格

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、全ての申請者に対して令和6年10月3日（木）までにメールにて行う。

ウ プレゼンテーションは、令和6年10月上旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 申請者名は、選定後公表する。

カ 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10の(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を、指定管理者の候補者として令和6年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立総合福祉センターの管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。
- (2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

15 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 島根県立総合福祉センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (4) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和6年12月予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
  - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 島根県立総合福祉センター条例、規則その他関係法令を承知の上で申請すること。

- (8) 本県の「島根県における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、不当な差別の取扱の禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うこと。
- (9) 両施設の管理は、一括して行うことも、いずれか一方とすることも可能であること。
- 16 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）
- (1) 郵便番号 690-8501
  - (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
  - (3) 担当部局 島根県健康福祉部 健康福祉総務課 総務情報第二係
  - (4) 電話 0852-22-6329
  - (5) ファクシミリ 0852-27-6317
  - (6) 電子メール kenpuku-somu@pref.shimane.lg.jp

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号。以下「条例」という。）第18条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和6年8月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 募集の目的

島根県立産業高度化支援センターは独創性、挑戦意欲等に富んだ創業者の育成及び企業の技術の高度化、新たな事業分野への進出等に対する支援を通じて本県の産業振興を図ることを目的として設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年度から指定管理制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

## 2 指定管理者が管理する施設の概要

### (1) 概要

- ア 名 称 島根県立産業高度化支援センター（愛称：テクノアークしまね）
- イ 住 所 島根県松江市北陵町1番地
- ウ 建物構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 4階建1棟 3階建1棟 2階建6棟  
鉄筋造及び木造 2階建1棟  
鉄骨造 2階建1棟  
鉄筋造 2階建2棟
- エ 延床面積 23,633平方メートル
- オ 敷地面積 76,971平方メートル
- カ 開館年月 平成13年10月
- キ 主な施設

創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、編集室等、会議室及び駐車場

## 3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とし、詳細は別に配付する島根県立産業高度化支援センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (1) 島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第2条第1項の規定により設置された島根県産業技術センターの施設及び設備で仕様書に定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) その他必要な業務

## 4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思えるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 5 管理に要する経費

管理運営業務は、島根県が支払う指定管理料により行う。

年間委託額 263,385千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内

5年間の委託額 1,316,925千円（消費税及び地方消費税（10パーセント）を含む。）以内

(1) 各年度の指定管理料は、分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。

(2) 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は各年度に精算する。

(3) 支出見込額のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は、各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気使用料 41,190千円／年度

ガス使用料 13,268千円／年度

灯油使用料 1,888千円／年度

※ 令和7年度より、テクノアークしまね館内照明を計画的に全館LED照明に更新予定。これに伴い、指定管理者支出見込額における光熱水費の一部経費が削減されるため、試算により削減額が確定した後、協議の上で変更契約を結ぶこととする。

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(4) 支出見込額のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く。）が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(5) 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、島根県は使用料の改定を検討する予定としている。使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

## 6 応募資格

指定管理者に応募するには、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による更正手続、再生手続等をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。

(6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 7 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会委員に個別に接触した場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (4) 提出書類の提出後に事業計画の内容を変更した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

## 8 申請の手続

## (1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号。以下「規則」という。）に定める様式）

イ 事業計画書

ウ 指定管理に係る指定期間各年度分の収支予算書

エ 定款及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

カ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

キ 法人等の概要を記載した書類

ク 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

コ 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

サ 誓約書

## (2) 提出部数

正本1部及び副本9部

## (3) 提出期限

令和6年10月8日（火）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、令和6年10月8日（火）午後5時必着とする。

## (4) 提出方法

郵送又は持参

## (5) 提出先

17に記載する場所

## (6) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。

エ センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

オ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

カ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

キ 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。

## 9 指定管理者の候補の選定

## (1) 選定方法

学識経験者等5名の委員で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の審査基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した法人等を選定する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(3) 面接審査等

候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会による面接審査を行う。面接審査の日時、場所等については、該当の申請者に別途連絡する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、文書で通知するとともに公表する。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要である。9で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、島根県議会令和6年11月定例会へ上程し、議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、提案の内容を踏まえ、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、センターの管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

11 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

12 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

13 評価の実施

島根県は、指定管理者が行う業務の実施状況について毎年度評価を行い、その結果を島根県議会に報告するとともに島根県ウェブページで公表する。

## 14 留意事項

- (1) センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
  - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 条例、規則その他関係法令を承知の上で申請すること。

## 15 募集要項、仕様書の配付等

## (1) 配付期間

令和6年8月9日（金）から同年10月8日（火）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）

## (2) 配付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

## (3) 配付場所

17に記載する場所

## 16 現地説明会

## (1) 開催日時

令和6年9月3日（火） 午後2時30分

## (2) 開催場所

島根県立産業高度化支援センター

## (3) その他

現地説明会に出席を希望する者は、令和6年8月30日（金）までに17の問い合わせ先まで連絡すること。

## 17 問合せ先

郵便番号 690-8501

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県商工労働部産業振興課総務企画係

T E L 0852-22-5486

F A X 0852-22-5638